

六候補者配分の件

各選挙区にから一名づつの委員を出して、其俾議に於て決し各
区は絶対多数に服従する事、

〔理由〕 略

80第七号、候補者公認に関する決議案（京都支部聯合会提出）

説明者 榊田兵三君

〔理由〕

今後議員の改選に於ては我党は万難を排して元が党の候補
者を擁護し以て必勝を期すべしとす。然れども我党が我党代
表を送る目的は我党の宣言、決議、綱領政策に基いて吾党
が下級階級の階級的利益幸福を主張し擁護し、其獲得向上の
手段として我党の候補者は議員当選後
最も中心となるが爲である。従って我党の候補者は議員当選後
党の各機関の統制と服従しよければならぬ。

公認の目的は再選権をたんに我党は今後の選挙には次の各候補に於て候補者として
一、各選挙区に於て各支部聯合会支部聯合会支部聯合会支部聯合会支部聯合会支部聯合会
に於て之を公認するものとす。

二、各選挙区に於て各支部聯合会支部聯合会支部聯合会支部聯合会支部聯合会支部聯合会
に於て之を公認するものとす。

三、各選挙区に於て各支部聯合会支部聯合会支部聯合会支部聯合会支部聯合会支部聯合会
に於て之を公認するものとす。

四、各選挙区に於て各支部聯合会支部聯合会支部聯合会支部聯合会支部聯合会支部聯合会
に於て之を公認するものとす。此の時、候補者、何れをも同様に、次の宣誓書に署名者
も、公認する者も、時、絶対多数に之を公認することは出来ぬ。

宣誓書

私は労働農民党候補者として公認せらるるに於ては、党選後、總て党各機関の決議統制に服従して行動
し、自己の専断専断に依る行動は絶対多数に之を行はざると同時に、若し之に違ふ時は、党各機関の如何なる
決議も受けることなしに、これを署名者致します。

年 月 日

署名 捺印

労働農民党支部聯合会中